

三笠保育園の民間移管に向けた 取組について



【配布日】 令和5年6月30日

奈良市子ども未来部
子ども政策課

資料内容について

- ① 奈良市の現状と取組状況
- ② 三笠保育園の再編実施方針
- ③ 令和5年度 of 取組予定
- ④ 令和6年度以降 of 取組予定
- ⑤ 令和7年度以降 of 取組予定【民間移管後】

【参考】民間移管することにより期待される効果

移管に伴う職員配置イメージ

年齢ごとの年度別取組一覧



① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

背景

- 急激な少子化の進行
- 教育・保育ニーズの多様化

課題

- 市立幼稚園の園児数の減少
- 保育所の待機児童
- 市立幼稚園、市立保育所の施設の老朽化
- 人的な限界等によりサービスアップが困難

めざす姿

目標

- ⇒ 適切な集団規模での教育・保育の実施
- ⇒ 希望される幼稚園利用、保育所利用ニーズを踏まえた量の確保
- ⇒ 様々な教育・保育ニーズに応えることができるよう施設の運営管理の改善

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

奈良市では市立幼保施設が抱える課題を解決するため、「奈良市幼保再編計画」に基づき、再編の取組を進めています。



奈良市幼保再編計画

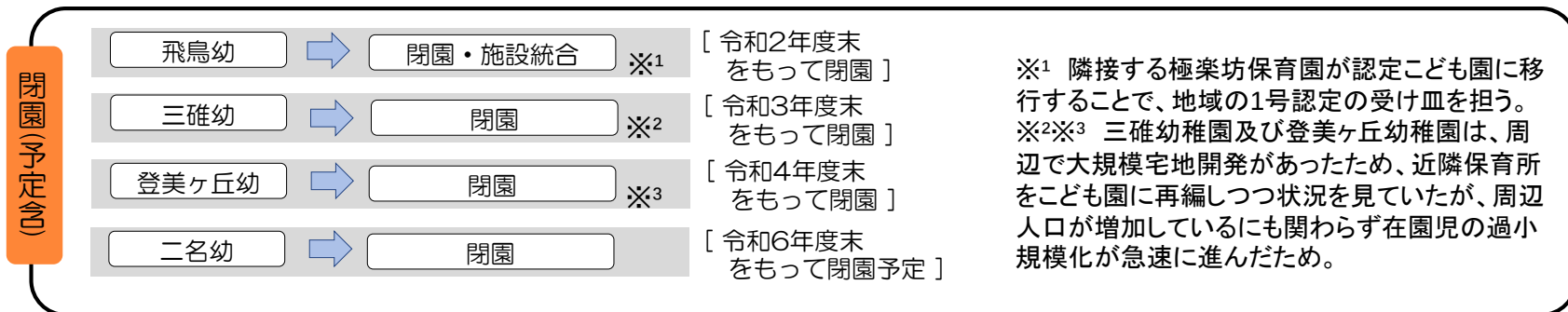
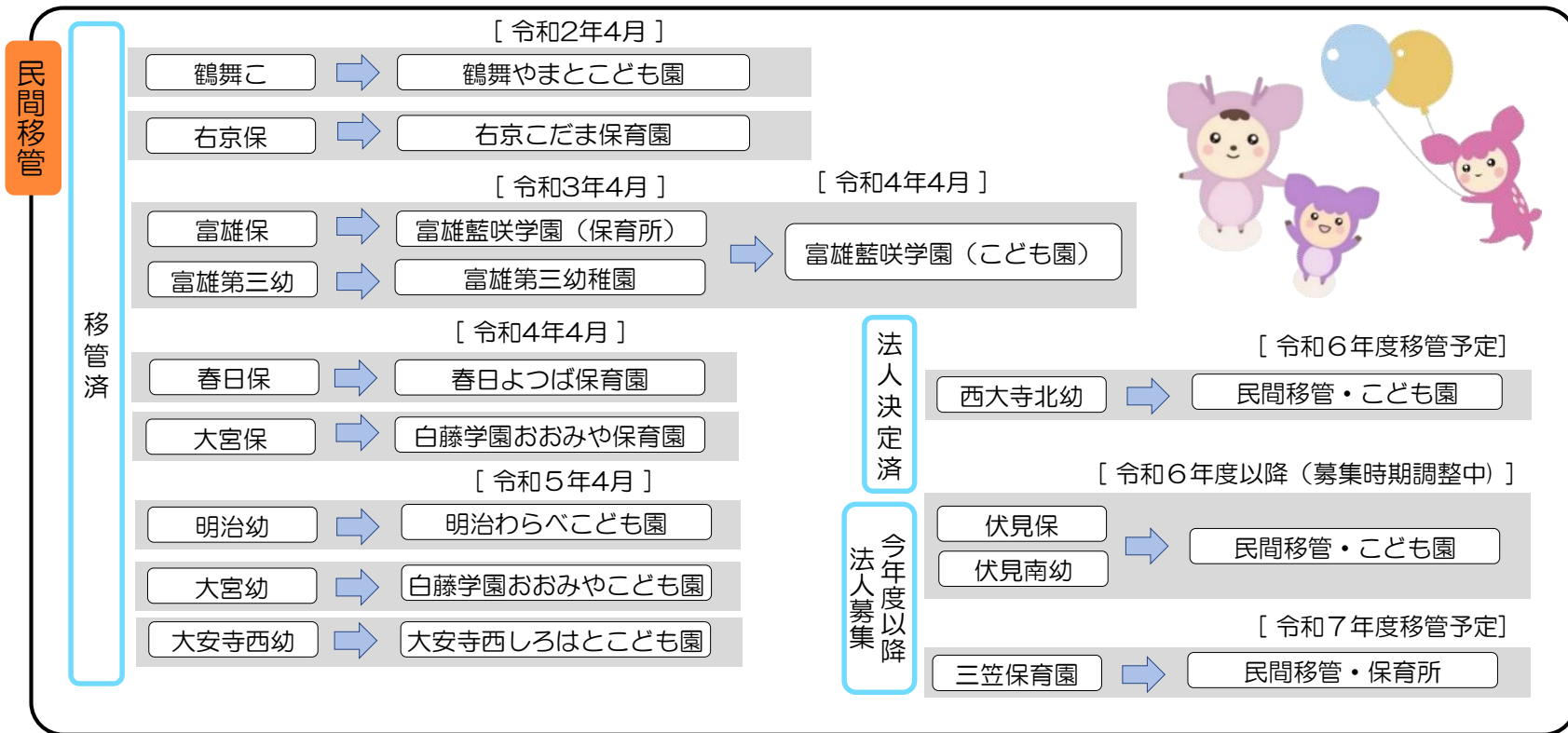
奈良市では、これまで奈良市幼保再編基本・実施計画に基づき、市立幼稚園と市立保育所の一体化（統合再編）による子ども園移行を中心に進めてきました。

しかし、多様化する教育・保育ニーズに対し、市立園では限られた財源の中で十分な環境整備が難しいことから、現在では、民間活力を最大限に活用することで、迅速かつ柔軟に対応ができる市立幼保施設の民間移管を中心に取組を進めています。

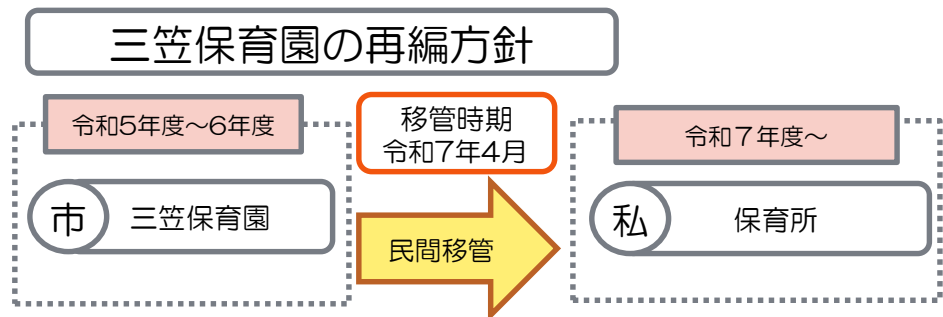
市立園	H24	R2	R3	R4	R5
幼稚園	36園	16園	15園	13園	9園
保育所	18園	7園	6園	4園	4園
こども園	3園	18園	18園	18園	18園
民間移管園	0園	2園	3園	5園	8園

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

近年の幼保再編の取り組み



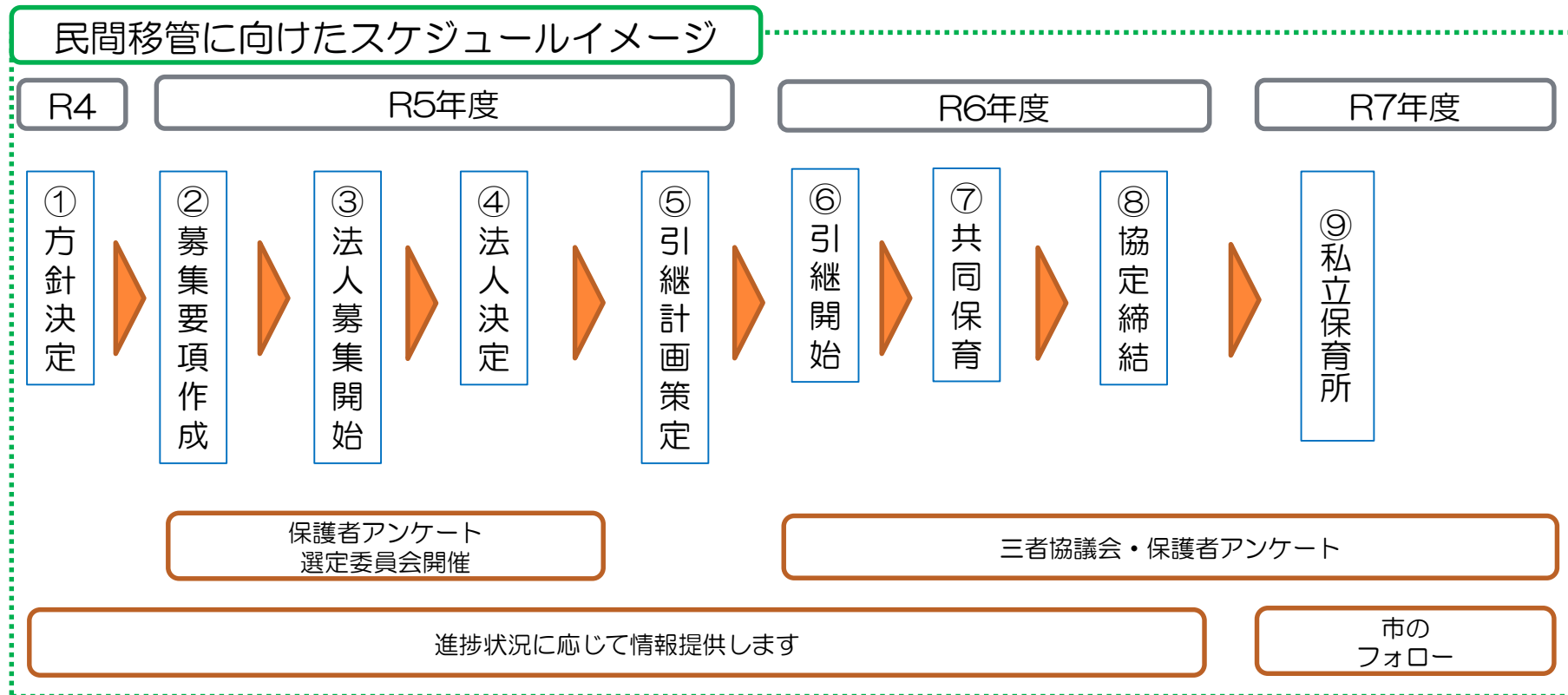
②三笠保育園の再編実施方針



- ・近隣には幼稚園利用の児童の受け入れ可能な園があるため、引き続き0～5歳を対象とした保育所として民間移管します。
- ・現在は、建物を児童館と共有していますが、移管後も現状の施設の使い方の取り決めに継承していただく予定です。
- ・現在の三笠保育園は園庭が狭いので、改善することを移管の条件として盛り込むことも検討しています。

◇三笠保育園については、令和7年4月より民間移管し「私立保育所」へ移行します。

◇民間移管に伴う園児への影響を最小限にすると共に、保護者の方の不安を解消するため慎重に取り組みを進めていきます。



③令和5年度の取組予定

移管先法人の選定<1>募集要項の作成

※募集要項作成にあたってのアンケートについては、「民間移管に関する保護者アンケート②」をご確認ください。

より充実
してほしい



保護者
アンケート

今の教育や
保育内容を
大事に
してほしい



募集
要項

【募集要項とは】

奈良市の基本的な考え方を基に、より優良な法人を選定し、円滑な移行を図るために必要な事項等を定めたものです。移管先法人の公募にあたっては、この募集要項に基づいて実施していくこととなります。

保護者一人ひとりの思いを選定委員会及び応募法人へ伝えるために、保護者アンケートを実施し、募集要項や選定過程、移管後の運営にできる限り反映できるよう取り組みます。



保護者アンケートの結果は、原則**全て**保護者の皆さまからの声として募集要項の関係資料として提示します



移管先法人の選定<2>応募法人の選定

【応募資格について】

- ・ 社会福祉法人や学校法人で、応募時点で認可を受けた幼保施設を運営している法人
- ・ 奈良市と締結する協定等に規定する条件を遵守できる法人

【応募制限・欠格事項について】

有資格者であっても、選定委員等と直接または間接的に関係のある法人や虚偽の内容を記載する等の不適切な行為が認められる場合には、応募制限または失格となります。

【応募法人の選定について】

移管先法人の選定にあたっては、「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」を開催し、選定委員会の審査結果を基に、移管先法人を決定します。

【委員会の役割】

本委員会は奈良市附属機関設置条例に規定された市長の附属機関です。

民間移管に係る法人の選定を透明性・公平性・専門性のある適正なものとするため、学識経験者などの第三者で構成されています。

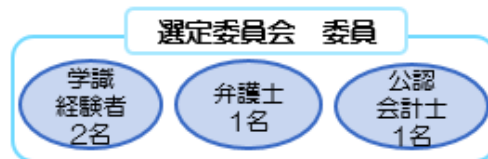
奈良市と共に、法人募集要項の策定、応募法人の審査、それらの順位の決定等を行います。

協定を締結

奈良市



移管先法人



※園長先生も事務局として参加します



移管先法人の選定<3>事業者募集及び選定委員会開催スケジュールイメージ

※スケジュールは前後する可能性があります。

令和5年度								
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	保護者アンケート		①	募集期間 応募法人向け現地説明会 見学会、質問受付等		②③	④	

【保護者の皆様の関わり】

移管先法人の募集開始までに、募集条件や選定条件等、募集要項の内容を決定します。
また、募集要項の内容の策定に際し、保護者アンケートを実施します。

NO.1	検討イメージ
①	【募集要項検討】 ・募集要項案の審議・確定
②	【1次審査】 ・書類審査
③	【現地調査】 ・応募法人が運営する施設を見学
④	【2次審査】 ・ヒアリング審査

法人の基本理念や教育・保育内容だけでなく、職員配置・職員確保や人材育成の考え方等について審査します

移管先法人の審査では、書類審査とヒアリング審査のほか、応募法人が運営する幼保施設の現地調査を行う等、さまざまな角度から審査を行い、優良な法人の選定に努めます。

(参加者)
学識有識者・弁護士・公認会計士
奈良市・園長先生

移管に向けた熱意や、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、また職員の資質向上についての考え方や保護者の意向を踏まえた具体的な提案等について、審査します



第一次審査及び第二次審査の総合的な評価に基づき、最も優良な法人を選定します。

④令和6年度以降の取組予定

三者協議会の設置

- ・円滑に民間移管が行われるよう、移管先法人が決定次第、保護者代表、奈良市、移管先法人で構成する三者協議会を設置し、協議を行います。
- ・例えば新たな費用が発生するサービスを導入する場合は、三者協議会で協議し、保護者に対して十分な説明を行った上で行うこととなります。

[主な協議事項（例）]

○保育サービスの拡充について

○実費負担について

○新たに実施したいと考える地域との取組について



引継ぎ・共同保育の実施

- ・市立で培ってきた教育・保育内容のほか、行事、保健衛生、安全対策、地域との関係など施設運営全般について1年間かけて引継を行います。
- ・園児への影響が出ないよう、特に移管3か月前からは園児に関する健康・発育などの記録を基に、一人ひとりの生活の様子などを移管先法人との共同保育により引継を行います。



⑤令和7年度以降の取組予定（民間移管後）

民間移管後の市の取組みについて

●市職員によるフォロー

民間移管後も、移管先法人と締結する協定を基に、市職員が園を訪問し、協定の内容が守られているかを確認するなど、市が一定の関与を保ち、必要に応じて助言や指導を行います。

●移管後の保護者アンケート等の実施

保護者対象のアンケートを実施することにより、民間移管の検証・評価を行い、後の施設運営に活かしていきます。移管後、一定期間が経過した後に第三者評価等の受審を移管先に求めています。



【参考】民間移管により変わる事、変わらない事

●教育・保育内容

移管先法人に対し、十分な引継ぎを行うことで、これまで地域や保護者の皆様と築き上げてきた園の行事や日々の教育・保育等を基本として実施します。さらに、民間のノウハウや資源を活用することで、保育サービスの充実を図ります。

『【参考】民間移管することにより期待される効果』参照

●保育料以外の保護者負担

3～5歳児の保育料については、無償化の対象となっているところですが、保育料以外の保護者負担については、移管先法人からの提案を受けることができます。移管先法人からの提案内容については、保護者・移管先法人・奈良市の三者からなる三者協議会で、十分な説明を行ったうえで、保護者の理解を得ることにしています。従って、移管先法人は独自の判断によって、新たに項目を設けたり既存項目の金額変更をすることはできないような制度設定となっています。

●運営の主体

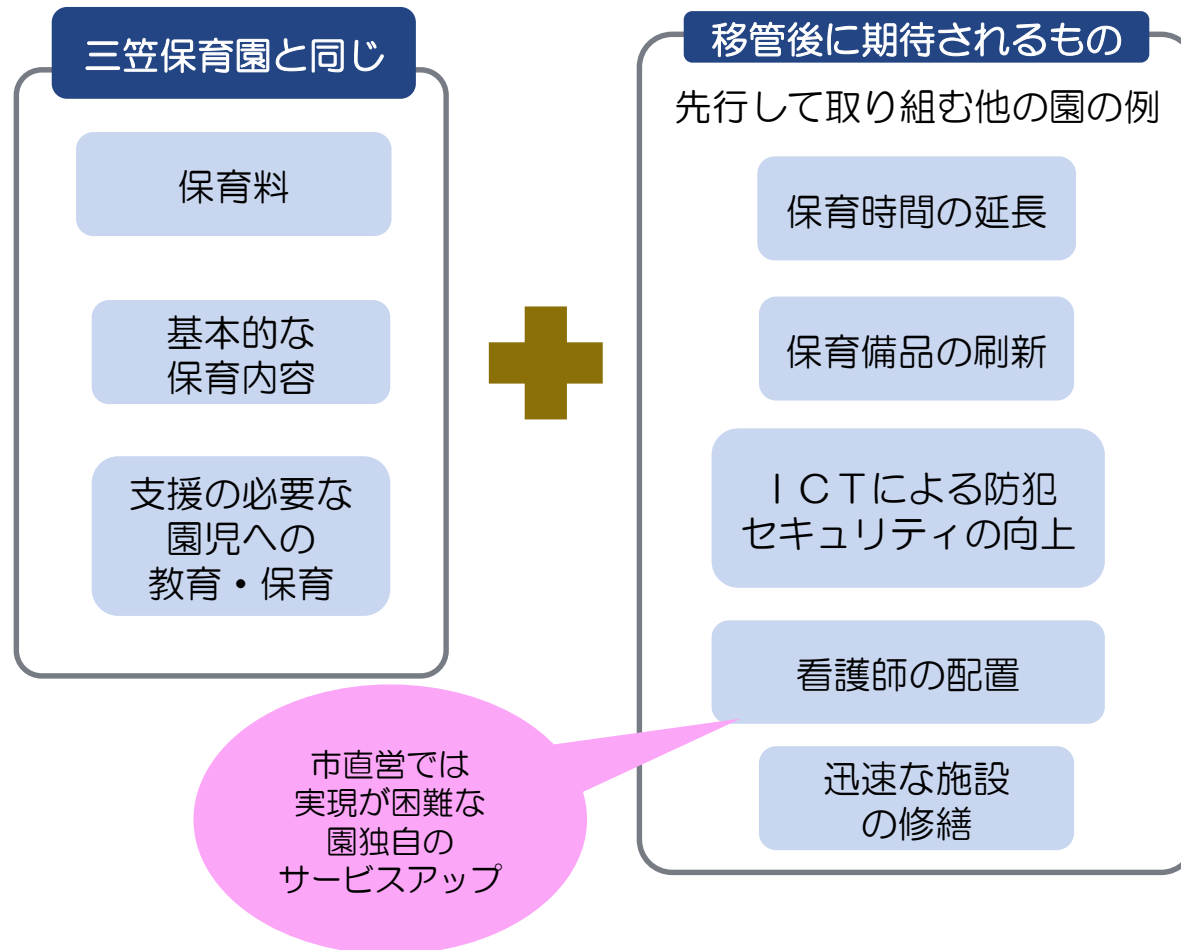
運営主体は、奈良市から民間法人（社会福祉法人・学校法人）に移管しますが、締結する協定に基づいて、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監査を行っていきます。

●保育士等の職員

市職員である保育士等から、移管先法人の職員である保育士等に変わるようになります。ただし、園児への影響を考慮し、十分な引継ぎ期間を設定します。この期間においては、園児それぞれの発達段階に応じ、移管後も継続的な教育・保育が行えるよう、個々の園児の様子などの把握に努めるとともに、園児や保護者との信頼関係を構築できるよう、対応しながら、市と移管先法人による共同保育などを行っていきます。また、移管対象園の非正規職員の保育士等については、引き続き移管先法人の職員として園に残る場合があります。

『【参考】移管に伴う職員配置イメージ』参照

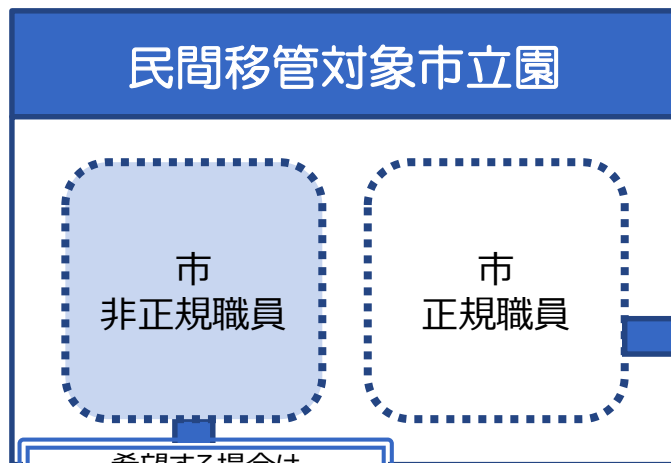
【参考】民間移管することにより期待される効果



民間移管し私立保育所へ移行した後も、市立保育園として培ってきた教育・保育を基本として提供することとしています。

【参考】 移管に伴う職員配置イメージ

【移管前】



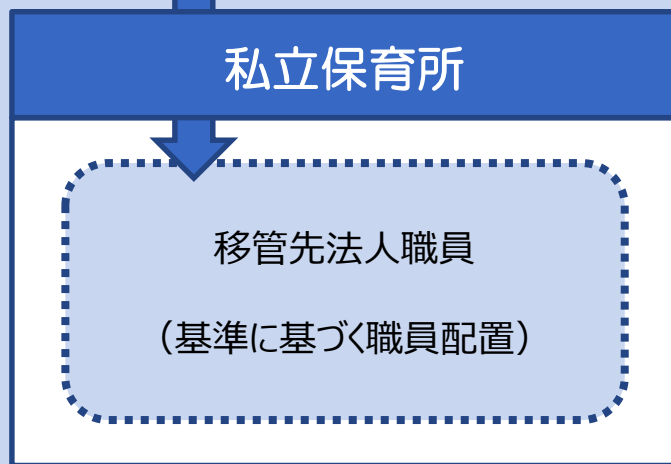
希望する場合は
可能な限り
移管先法人で雇用

他の市立園へ
異動

保育教諭不足の解消
待機児童解消
地域の子育て支援

教育・保育サービスの
充実・拡大

【移管後】



他の公立園

市
非正規職員

市
正規職員

他の公立園

市
非正規職員

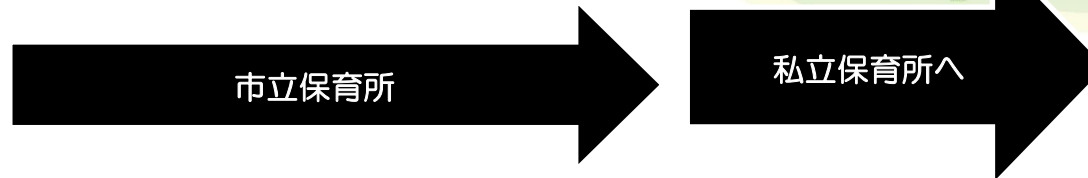
市
正規職員

他の公立園

市
非正規職員

市
正規職員

【参考】年齢ごとの年度別取組一覧



	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳 R4.4.2-R5.4.1生 (2022.4.2-2023.4.1生)	●移管先法人の決定 0歳	●引継ぎ共同保育 1歳	●民間移管 2歳
1歳 R3.4.2-R4.4.1生 (2021.4.2-2022.4.1生)	●移管先法人の決定 1歳	●引継ぎ共同保育 2歳	●民間移管 3歳
2歳 R2.4.2-R3.4.1生 (2020.4.2-2021.4.1生)	●移管先法人の決定 2歳	●引継ぎ共同保育 3歳	●民間移管 4歳
3歳 H31.4.2-R2.4.1生 (2019.4.2-2020.4.1生)	●移管先法人の決定 3歳	●引継ぎ共同保育 4歳	●民間移管 ✳卒園 5歳
4歳 H30.4.2-H31.4.1生 (2018.4.2-2019.4.1生)	●移管先法人の決定 4歳	●引継ぎ共同保育 ✳卒園 5歳	
5歳 H29.4.2-H30.4.1生 (2017.4.2-2018.4.1生)	●移管先法人の決定 ✳卒園 5歳		



[問合せ先について]

こちらの説明資料や、今後の民間移管の取組について疑問に思われることがあれば、

「説明資料及び民間移管に関するアンケート①」に記入をお願いいたします。

その他、ご不明な点等あれば、随時お問合せください。

[担当課] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）

[TEL] 34-4792

[FAX] 34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[幼保再編に関する市ホームページ]

➤<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/>

